

平成 24 年第 2 回定例
夕張市議会会議録
平成 24 年 6 月 21 日(木曜日)
午前 10 時 30 分開議

◎議事日程

- 第 1 議案第 2 号 平成24年度夕張市水道事業
会計補正予算
議案第 11 号 平成24年度夕張市一般会計
補正予算
- 第 2 議案第 3 号 夕張市税条例の一部改正に
ついて
- 第 3 議案第 4 号 手数料条例の一部改正につ
いて
- 第 4 議案第 5 号 夕張市暴力団排除条例の制
定について
- 第 5 議案第 6 号 夕張市印鑑の登録及び証明
に関する条例の一部改正について
- 第 6 議案第 7 号 夕張市火災予防条例の一部
改正について
- 第 7 議案第 8 号 空知教育センター組合格約
の変更について
- 第 8 議案第 12 号 財産の取得について
- 第 9 報告第 1 号 平成23年度夕張市一般会計
繰越明許費繰越額の報告について
- 第 10 報告第 2 号 平成23年度夕張市土地開発
公社事業報告及び決算報告について
- 第 11 報告第 3 号 専決処分の報告について
- 第 12 報告第 4 号 定期監査の結果について
報告第 5 号 定期監査の結果について
- 第 13 報告第 6 号 例月現金出納検査の結果に
ついて
報告第 7 号 例月現金出納検査の結果に
ついて
報告第 8 号 例月現金出納検査の結果に
ついて
報告第 9 号 例月現金出納検査の結果に
ついて

- 第 14 意見書案第 1 号 義務教育費国庫負担制度
堅持・負担率1/2への復元、「30人以下学級」
の実現をめざす教職員定数改善、就学保障
充実など2013年度国家予算編成における教
育予算確保・拡充に向けた意見書
- 第 15 意見書案第 2 号 北海道教育委員会「新た
な高校教育に関する指針」の見直しと地域
や子どもの実態に応じた高校づくりの実現
を求める意見書
- 第 16 意見書案第 3 号 けいれん性発声障害（S
D）の研究・治療等の推進を求める意見書
- 第 17 意見書案第 4 号 地方財政の充実・強化を
求める意見書
- 第 18 意見書案第 5 号 再生可能エネルギーの導
入促進に向けた環境整備を求める意見書
- 第 19 意見書案第 6 号 「防災・減災ニューディ
ール」による社会基盤再構築を求める意見
書

◎出席議員（9名）

大 山 修 二 君
小 林 尚 文 君
高 間 澄 子 君
熊 谷 桂 子 君
高 橋 一 太 君
島 田 達 彦 君
藤 倉 肇 君
厚 谷 司 君
角 田 浩 晃 君

◎欠席議員（なし）

午前 10 時 30 分 開議

●議長 高橋一太君 ただいまから平成 24 年第 2
回定例夕張市議会第 3 日目の会議を開きます。

●議長 高橋一太君 本日の出席議員は 9 名、全
員であります。

●議長 高橋一太君 本日の会議録署名議員は、
会議規則第 118 条の規定により

厚谷議員

角田議員

を指名いたします。

●議長 高橋一太君 この際、事務局長から諸般
の報告をいたします。

●事務局長 竹下明洋君 報告いたします。

参与並びに書記の職氏名についてであります、
お手元に配付してありますプリントのとおりであり
ます。

以上で報告を終わります。

「別紙」

市長 鈴木直道君

教育委員会委員長

氏家孝治君

選挙管理委員会委員長

佐藤憲道君

農業委員会会長 山田昇君

監査委員 松倉紀昭君

◎市長の委嘱を受けて出席した者の職・氏名

理事 清水敬二君

理事 高畠信次君

まちづくり企画室長

熊谷禎子君

まちづくり企画室主幹

佐藤学君

まちづくり企画室主幹

上田晃弘君

総務課長 及川憲仁君

総務課主幹 平塚浩一君

総務課主幹 佐藤喜樹君

総務課主幹 谷口将太君

財務課長 石原秀二君

財務課税務担当課長

三浦護君

財務課主幹 押野見正浩君

財務課主幹 大島琢美君

産業課長 木村卓也君

産業課主幹 朝日敏光君

産業課主幹 茅野裕喜君

産業課主幹 志賀友彰君

建設課長 細川孝司君

建設課建築住宅担当課長

中港康裕君

建設課主幹 熊谷修君

建設課主幹 近野正樹君

建設課主幹 大森世志英君

上下水道課長 天野隆明君

上下水道課技術担当課長

小林正典君

上下水道課主幹 阿部和之君

市民課長 芝木誠二君

市民課主幹 千葉葉津乃君

市民課主幹 小松政博君

市民課主幹兼南支所長

清野敦子君

保健福祉課長兼福祉事務所長

池下充君

保健福祉課主幹 武藤俊昭君

保健福祉課主幹 角直剛君

会計管理者兼出納室長

寺江和俊君

消防長 鷲見英夫君

消防次長 増井佳紀君

消防本部管理課長

石黒友幹君

◎教育委員会委員長の委嘱を受けて出席した者の
職・氏名

教育長 小林信男君

教育課長 秋葉政博君

教育課社会教育担当課長

古村賢一君

教育課主幹 鈴木 茂 徳 君

教育課主幹 西 岡 博 幸 君

◎選挙管理委員会委員長の委嘱を受けて出席した者の職・氏名

事務局長 及 川 憲 仁 君

◎農業委員会会長の委嘱を受けて出席した者の職・氏名

事務局長 朝 日 敏 光 君

◎監査委員の委嘱を受けて出席した者の職・氏名

事務局長 竹 下 明 洋 君

◎本議会の書記の職・氏名

事務局長 竹 下 明 洋 君

主査 熊 谷 正 志 君

主査 志 茂 隆 君

●議長 高橋一太君 日程に入ります前に、案件とその取り扱いについて、議会運営委員会委員長の報告を求めます。

委員長。

●小林尚文君（登壇） 追加案件の提出にかかわり、その取り扱い等について協議のため先に議会運営委員会を開催しておりますので、その結果についてご報告申し上げます。

追加提出されることとなりました案件は、本会議初日に可決されました夕張市財政再生計画の変更についてが総務大臣の同意を得られたことに伴う議案第 11 号平成 24 年度夕張市一般会計補正予算、及び議案第 12 号財産の取得についてであります。

この案件の取り扱いにつきましては、本日の本会議において上程し、即決することとしたところであります。

この結果、意見書案の調整結果も踏まえ、本定例市議会における付議案件数は議案 12 件、報告 9 件、意見書案 6 件の、あわせて 27 件となるものであります。

以上で報告を終わります。

●議長 高橋一太君 ただいまの議会運営委員会委員長の報告のとおり取り扱うことと決定してご異

議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、そのように取り扱ってまいります。

●議長 高橋一太君 本日の日程は、お手元に配付しているプリントのとおりであります。

それでは、直ちに日程に従って会議を進行いたします。

●議長 高橋一太君 日程第 1、議案第 2 号平成 24 年度夕張市水道事業会計補正予算、議案第 11 号平成 24 年度夕張市一般会計補正予算、以上 2 議案一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

清水理事。

●理事 清水敬二君（登壇） 議案第 2 号及び議案第 11 号の 2 議案、一括しまして提案理由をご説明申し上げます。

はじめに議案第 2 号平成 24 年度夕張市水道事業会計補正予算につきましては、1 ページ第 2 条は本年度予算第 2 条で定めた業務の予定量のうち、浄水場計測設備整備事業及び営業設備費について事業量の増加に伴い補正しようとするものであります。

第 3 条は、本年度予算第 4 条で定めた資本的収入及び支出について、収入につきましては企業債 600 万円、支出につきましては建設改良費 691 万 4,000 円をそれぞれ増額補正しようとするともに、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額及びその補てん財源につきまして補正しようとするものであります。

第 4 条は、本年度予算第 5 条で定めた浄水場計測設備整備事業に係る起債の限度額を 600 万円増額し、1,330 万円に補正しようとするものであります。

第 5 条は、本年度予算第 10 条で定めた利益剰余金の予定処分を補正しようとするものであります。

第 6 条は、本年度予算第 11 条で定めたたな卸資産購入限度額を補正しようとするものであります。

2 ページ以降につきましては予算に関する説明資料でありますので、内容につきましては省略させていただきます。

以上で議案第 2 号平成 24 年度夕張市水道事業会計補正予算の説明を終わります。

続いて議案第 11 号平成 24 年度一般会計補正予算につきましては、先般、6 月 19 日に総務大臣の同意が得られました夕張市財政再生変更計画に基づく補正を行おうとするものであります。

まず 1 ページ、第 1 条歳入歳出予算の補正額 1, 425 万 3, 000 円の内訳につきまして、歳入歳出予算補正事項別明細の歳出からご説明申し上げます。

8 ページ、2 款総務費 1 項総務管理費につきましては、幸福の黄色いハンカチ基金助成金にかかわる経費を追加計上するものであります。

9 ページ、4 款衛生費 1 項保健衛生費につきましては、生活弱者見守り総合相談事業にかかわる経費を追加計上するものであります。

10 ページにまいりまして、5 款農林業費 2 項林業費につきましては、丁未旭線林内路網整備に係る測量調査委託料を計上するものであります。

10 ページ、11 ページにまいりまして、9 款教育費 1 項教育総務費につきましては、夕張中学校前バス待合所の修繕経費を計上するものであります。

12 ページにまいりまして、4 項社会教育費につきましては、美術館収蔵品整理事業にかかわる経費を計上するものであります。

歳入につきましては歳出に関連する特定財源をそれぞれ関係科目に計上し、措置するものであります。

この結果、1 ページに記載のとおり、歳入歳出予算の総額は 95 億 4, 719 万 9, 000 円となるものであります。

以上、議案第 2 号及び議案第 11 号の 2 議案につきまして一括して提案理由をご説明申し上げました。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 高橋一太君 これより質疑に入ります。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

よろしいですか。

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決いたします。

本 2 議案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本 2 議案は原案のとおり可決されました。

●議長 高橋一太君 日程第 2、議案第 3 号夕張市税条例の一部改正についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

はい、清水理事。

●理事 清水敬二君（登壇） 議案第 3 号夕張市税条例の一部改正について提案理由をご説明申し上げます。

本案は、地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い、夕張市税条例の一部を改正しようとするものであります。

その主な内容は、個人市民税に係る文言及び市たばこ税に係る税額の改正を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 高橋一太君 これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

●議長 高橋一太君 日程第 3、議案第 4 号手数料条例の一部改正についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

はい、清水理事。

●理事 清水敬二君（登壇） 議案第 4 号手数料条例の一部改正について提案理由をご説明申し上げます。

本案は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部が改正され、浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準の規定が追加されたことから、条例の一部を改正しようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 高橋一太君 これより質疑に入ります。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

●議長 高橋一太君 日程第 4、議案第 5 号夕張市暴力団排除条例の制定についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

はい、清水理事。

●理事 清水敬二君（登壇） 議案第 5 号夕張市暴力団排除条例の制定について提案理由をご説明申し上げます。

本案は、暴力団排除推進条例が昨年度北海道において施行されたことに伴い、基礎自治体である本市においても安全で安心して暮らすことのできる市民生活を維持するため暴力団排除の活動を行う必要があることから、夕張市暴力団排除条例を制定しようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 高橋一太君 これより質疑に入ります。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

●議長 高橋一太君 日程第 5、議案第 6 号夕張市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

はい、清水理事。

●理事 清水敬二君（登壇） 議案第 6 号夕張市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について提案理由をご説明申し上げます。

本案は、住民基本台帳法の一部改正により外国人登録法が廃止されるとともに、外国人住民が住民基本台帳法の適用対象となることから、外国人住民の印鑑の登録及び証明に関して条例の一部を改正しようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 高橋一太君 これより質疑に入ります。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

●議長 高橋一太君 日程第 6、議案第 7 号夕張市火災予防条例の一部改正についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

はい、清水理事。

●理事 清水敬二君（登壇） 議案第 7 号夕張市火災予防条例の一部改正について提案理由をご説明申し上げます。

本案は、危険物の規制に関する政令及び危険物の規制に関する規則の一部が改正され、これまで非危険物として消防法令等の規制対象外であった炭酸ナトリウム、過酸化水素付加物が消防法上の第 1 類の危険物に追加されたことから、条例の一部を改正しようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 高橋一太君 これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

●議長 高橋一太君 日程第 7、議案第 8 号空知教育センター組合規約の変更についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

はい、清水理事。

●理事 清水敬二君（登壇） 議案第 8 号空知教育センター組合規約の変更について提案理由をご説明申し上げます。

空知教育センター組合につきましては、空知管内の市町が共同して教職員の研修及び研修に係る調査研究や、教育の理論と実践にかかわる研究などを行うため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 30 条の規定に基づく教育機関として施設を共同設置しているものですが、空知教育センターの事務所移転に伴う組合規約の変更につきまして地方自治法 290 条の規定により議会の議決を得ようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 高橋一太君 これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

●議長 高橋一太君 日程第 8、議案第 12 号財産の取得についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

はい、清水理事。

●理事 清水敬二君（登壇） 議案第 12 号財産の取得について提案理由をご説明申し上げます。

本案は、財政再生計画に基づき平成 4 年度に購入したロータリー除雪車 1 台を更新するものであり、この購入に際し、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号並びに夕張市財産条例第 2 条の規定により議会の議決を得ようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 高橋一太君 これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

●議長 高橋一太君 日程第 9、報告第 1 号平成 23 年度夕張市一般会計繰越明許費繰越額の報告についてを議題といたします。

理事者から説明を求めます。

はい、清水理事。

●理事 清水敬二君（登壇） 報告第 1 号平成 23 年度夕張市一般会計繰越明許費繰越額の報告について、その内容をご説明申し上げます。

本件は、国の負担金及び委託金を活用して行う事業予算について翌年度に繰り越したことにより、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定に基づき繰越計算書を調製し報告するものであります。

よろしくご了承賜りますようお願い申し上げます。

●議長 高橋一太君 これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでありますから、この程度で報告を終わります。

●議長 高橋一太君 日程第 10、報告第 2 号平成 23 年度夕張市土地開発公社事業報告及び決算報告についてを議題といたします。

理事者から説明を求めます。

はい、清水理事。

●理事 清水敬二君（登壇） 報告第 2 号平成 23 年度夕張市土地開発公社事業報告及び決算報告について、その内容をご説明申し上げます。

本件は、夕張市土地開発公社における平成 23 年度の事業報告及び決算報告について、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定に基づき提出するものでありますので、よろしくご了承賜りますようお願い申し上げます。

●議長 高橋一太君 これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでありますから、この程度で報告を終わります。

●議長 高橋一太君 日程第 11、報告第 3 号専決処分の報告についてを議題といたします。

理事者から説明を求めます。

はい、清水理事。

●理事 清水敬二君（登壇） 報告第 3 号専決処

分の報告について、その内容をご説明申し上げます。

本件は、市が管理する住宅の明け渡しに係る訴訟の提起について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分したものであります。

よろしくご了承賜りますようお願い申し上げます。

●議長 高橋一太君 これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでありますから、この程度で報告を終わります。

●議長 高橋一太君 日程第 12、報告第 4 号及び報告第 5 号、いずれも定期監査の結果について、以上 2 案件一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

よろしいですか。

ないようでありますから、この程度で報告を終わります。

●議長 高橋一太君 日程第 13、報告第 6 号ないし報告第 9 号、いずれも例月現金出納検査の結果について、以上 4 案件一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでありますから、この程度で報告を終わります。

●議長 高橋一太君 日程第 14、意見書案第 1 号義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 2 分の 1 への復元、30 人以下学級の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など 2013 年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書を議題といたします。

本意見書案は、厚谷議員ほか多数の提案ですので、直ちに採決いたします。

本意見書案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は原案のとおり可決されました。

●議長 高橋一太君 日程第 15、意見書案第 2 号
北海道教育委員会「新たな高校教育に関する指針」
の見直しと地域や子どもの実態に応じた高校づくり
の実現を求める意見書を議題といたします。

本意見書案は、厚谷議員ほか 8 名全員の提案です
ので、直ちに採決いたします。

本意見書案は原案のとおり決することにご異議あ
りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は原案のとおり可決されま
した。

●議長 高橋一太君 日程第 16、意見書案第 3 号
けいれん性発声障害の研究・治療等の推進を求める
意見書を議題といたします。

本意見書案は、厚谷議員ほか 8 名全員の提案です
ので、直ちに採決いたします。

本意見書案は原案のとおり決することにご異議あ
りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は原案のとおり可決されま
した。

●議長 高橋一太君 日程第 17、意見書案第 4 号
地方財政の充実・強化を求める意見書を議題といた
します。

本意見書案は、厚谷議員ほか多数の提案ですので、
直ちに採決いたします。

本意見書案は原案のとおり決することにご異議あ
りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は原案のとおり可決され
ました。

●議長 高橋一太君 日程第 18、意見書案第 5 号
再生可能エネルギーの導入促進に向けた環境整備を
求める意見書を議題といたします。

本意見書案は、高間議員ほか 8 名全員の提案です
ので、直ちに採決いたします。

本意見書案は原案のとおり決することにご異議あ
りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は原案のとおり可決され
ました。

●議長 高橋一太君 日程第 19、意見書案第 6 号
防災・減災ニューディールによる社会基盤再構築を
求める意見書を議題といたします。

本意見書案は、高間議員ほか多数の提案ですので、
直ちに採決いたします。

本意見書案は原案のとおり決することにご異議あ
りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は原案のとおり可決されま
した

●議長 高橋一太君 以上で本日の日程はすべて
終了いたしました。

本日の会議はこれをもって閉じます。

●事務局長 竹下明洋君 ご起立願います。

●議長 高橋一太君 これをもって第 2 回定例夕
張市議会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午前 11 時 01 分 閉会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

夕張市議会 議長 高 橋 一 太

夕張市議会 議員 厚 谷 司

夕張市議会 議員 角 田 浩 晃